

石巻市監査委員告示第7号

令和7年3月7日付け石巻市監査委員告示第2号で公表した病院局の定期監査結果報告について、石巻市長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表します。

令和7年3月25日

石巻市監査委員 堀 内 賢 市

石巻市監査委員 清 水 俊 雄

石巻市監査委員 奥 山 浩 幸

石巻市監査委員 堀 内 賢 市 殿
石巻市監査委員 清 水 俊 雄 殿
石巻市監査委員 奥 山 浩 幸 殿

石巻市長 齋 藤 正 美

監査結果に係る措置について（通知）
令和 7 年 3 月 7 日付け石監第 2 2 号で指摘があったこのことについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

指摘事項

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監 査 結 果 （ 指 摘 の 内 容）	措 置 （ 改 善 ・ 検 討 ） 状 況
市立病院経営課 【財産管理事務】 院内処方せんに係る FAX コーナー設置及び入院セット等設置運營業務に係る入院セット等設置に伴う行政財産目的外使用料の算定において、平成 2 9 年度分から令和 6 年度分までについて再建築価格の積算及び施設の残耐用年数の適用を誤り、行政財産目的外使用料を過少に徴収していた。 よって、地方自治法第 2 3 6 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき不足額を徴収するとともに、公有財産貸付料等算定基準に基づき適正に処理すること。 なお、今回の監査対象範囲となっている令和 3 年度分から令和 6 年度分の占用料については、下記のとおりである。	御指摘のありました行政財産目的外使用料の算定誤りについては、再建築価格の積算及び施設の残耐用年数の適用を誤り算定していたことで、使用料を過少に徴収していたことによるものです。 今年度を含む 5 年分（令和 2 年度～令和 6 年度）の使用料不足額を遡及し追加徴収することとして、相手方 2 者へ令和 7 年 2 月 2 1 日付けで依頼文及び納付書を送付し、令和 7 年 3 月 3 1 日までに不足額を一括納付していただくよう依頼しております。 今後は、公有財産貸付料等の関係法令を十分に確認し、複数職員による事務処理のチェック体制を整え、再発防止に努めてまいります。

・院内処方せんに係る FAX コーナー設置

【令和 3 年度占用料】

誤徴収額 119,677 円

正徴収額 172,610 円

過少徴収額 52,933 円

【令和 4 年度占用料】

誤徴収額 99,657 円

正徴収額 171,342 円

過少徴収額 71,685 円

【令和 5 年度占用料】

誤徴収額 80,648 円

正徴収額 172,608 円

過少徴収額 91,960 円

【令和 6 年度占用料】

誤徴収額 62,961 円

正徴収額 172,652 円

過少徴収額 109,691 円

・入院セット等設置運營業務に係る入院セ
ット等設置

【令和 3 年度占用料】

誤徴収額 167,883 円

正徴収額 240,761 円

過少徴収額 72,878 円

【令和 4 年度占用料】

誤徴収額 140,308 円

正徴収額 239,002 円

過少徴収額 98,694 円

【令和 5 年度占用料】

誤徴収額 114,122 円

正徴収額 240,732 円

過少徴収額 126,610 円

【令和 6 年度占用料】

誤徴収額 89,591 円

正徴収額 240,612 円

過少徴収額 151,021 円